○財務省告示第二百四十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・三トン
二	○トン
三	○トン
四	七、八三四トン
五	二五七トン
六	二トン
七	一○トン
八	一トン
九	七、二一七トン
一○	一、一七二トン
一一	一四一トン
一二	二○、八四八トン
一三	一、三四九、八七五トン
一四	三四六、九四一トン
一四の二	一九○、八六二トン
一五	三三トン
一六	二、九一四トン
一七	二八、八二四トン
一八	三、○七四トン
一九	四五○トン
二○	一二○トン
二一	八、一九六トン
二二	三○三トン
二三	六九○トン
二四	四トン
二五	○トン
二六	八五四トン
二七	二、五一四トン
二八	一・○トン
二九	一三四トン

○財務省告示第二百四十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　五万九千八十二トン

二　冷凍牛肉　七万七千二百三十六トン

○財務省告示第二百四十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十六万三千六百二十トン

二　生きている豚及び豚肉等　十六万三千六百二十五トン

○厚生労働省告示第二百六十二号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき、平成二十五年八月一日以後の同条第五項に規定する自動変更対象額を次のように変更する。ただし、同日前の就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額であって、同条第五項及び第六項の規定による変更後の額　四千六百十円

二　雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、同条第五項及び第六項の規定による変更後の額　四千六百十円以上一万千六百八十円以下の額

○厚生労働省告示第二百六十三号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第八項の規定に基づき、平成二十五年八月一日以後の同条第七項に規定する控除額を千二百八十九円に変更する。ただし、同日前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十五年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

○農林水産省告示第二千三百四十号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第二項の規定に基づき、平成十年七月十六日農林水産省告示第千五十七号（遠洋かつお・まぐろ漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年八月一日から施行する。

平成二十五年七月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

表第一項中「及び採捕した日の正午位置」を「並びに採捕した日の正午位置及び投縄開始時刻」に、同表第二項中「及び正午位置」を「、正午位置及び投縄開始時刻」に改める。

○農林水産省告示第二千三百四十一号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十五年五月十六日農林水産省告示第千六百三号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十五事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

本則中「二千三十二億三千二百七十八万九千円」を「二千百十四億二十八万九千円」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町大角字萱場四七八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町津川字瀬垣内七七二、七七四（次の図に示す部分に限る。）